

2 議案第138号 福島市土湯温泉観光交流センター条例制定の件

(観光コンベンション推進室 議案書P35～39)

土湯温泉町地区に土湯温泉観光交流センターを設置するため、条例を設ける。

(1) 施設の設置目的

土湯温泉町地区の観光の振興及び地域の活性化並びに市民の福祉の向上を図るため、福島市土湯温泉観光交流センターを設置する。

(2) 条例の主な内容

- ① 名称 福島市土湯温泉観光交流センター
- ② 位置 福島市土湯温泉町字坂ノ上27番地の3
- ③ 開館時間 午前9時から午後6時まで
- ④ 使用料

	区分		使用料	備考
基本使用料	イベント広場	1時間	1,000円	
附属設備使用料	音響設備	一式1回	300円	マイク、アンプ
	展示パネル	1台1回	100円	
	視聴覚機器	一式1回	300円	プロジェクター、スクリーン
	持込器具電気使用料	1キロワット1回	100円	

(3) 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日。

(4) 施設概要

- ① イベント広場
- ② インフォメーションセンター
- ③ 休憩ホール
- ④ 展望デッキ
- ⑤ こけし制作体験室
- ⑥ 駐車場